

令和元年度第2回青森市子ども・子育て会議概要

- 1 開催日時 令和元年8月22日(木) 18時30分～20時05分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター 3階中会議室
- 3 出席委員 内海隆 会長、伊藤えり子 委員、天内博久 委員、川名裕美 委員、
河野五百子 委員、高坂覚 委員、橋本歩 委員、長谷川涼子 委員、
松浦淳 委員、和田律子 委員
《計10名》
- 4 欠席委員 今村良司 委員、松本香 委員
《計2名》
- 5 事務局 福祉部長 舘山新
福祉部次長 福井直文
子育て支援課長 奈良英文、
副参事 三浦裕子、泉澤豊
主幹 村田幸長、澤田正志
主査 今福太郎
保健部健康づくり推進課 課長 柴田一史
浪岡事務所健康福祉課 課長 小形麻理
《計10名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 議事
青森市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検及び評価について
 - 4 閉会
- 7 会議概要
 - 3 議事

【青森市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検及び評価について】〔資料1～2参照〕

事務局から資料1及び資料2「1 教育・保育の量の見込み及び確保方策」について説明

質疑等

委員からの質疑等は無し

事務局から資料2「2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」について説明

質疑・意見

- 委員 利用者支援事業について、青森市子ども支援センターにおける相談件数が増加しているが、何か理由があるのか。
- 事務局 平成28年度から社会福祉士を配置して相談体制を強化したほか、関連施設へのチラシの配付等により相談件数が増加したものと思われる。
- 委員 児童虐待に関する相談件数も増加しているのか。
- 事務局 市に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、ほぼ横ばい状態となっている。

- 委員 乳児家庭全戸訪問事業について、事業の評価は、事業利用者の不安が解消された割合などでも評価すべきではないか。
- 事務局 子ども・子育て支援事業計画における各事業の評価は、質の評価ではなく、需要と供給の内容から相対的に評価することとしているため、利用者の不安が解消された割合などによる評価は行っていないが、乳児家庭全戸訪問事業を実施していくなかで継続的にフォローアップを行っている。

事務局から資料2「3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保」について説明

質疑・意見

- 委員 青森市が子ども・子育て支援事業計画を需給計画とした理由・背景は何か。
- 事務局 市町村は国の基本指針等を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっており、需給計画とすることについても国の基本指針等に明記されている。

○委員 子ども・子育て支援事業計画が定量的な評価を行う計画とするならば、定性的な評価は他の計画等で補っていくということか。量が足りている・足りていないという評価のみでは不十分ではないか。

●事務局 子どもに関する計画としては、青森市子ども・子育て支援事業計画以外にも青森市子ども総合プランをはじめ、子どもに関する施策を盛り込んだ計画があり、これらの計画により定性的な部分は補完できている。

○委員 放課後児童健全育成事業について、場所によっては児童1人当たりの面積1.65㎡を確保できていないにも関わらず、評価をAとしている理由は何か。

●事務局 子ども・子育て支援事業計画は需給計画となっており、利用を希望した児童全員が放課後児童会を利用できたことから評価をAとしている。

なお、児童1人当たりの面積1.65㎡を確保できていない場所は、小学校に空き教室が無く、小学校周辺にも適当な施設が確保できないといった事情があるが、引き続き狭あい解消に取り組んでいく。

○委員 子ども支援センターの活用について、地域包括支援センターとの連携も検討すべきではないか。

●事務局 地域共生の観点からすれば、子ども支援センターと地域包括支援センターが連携していくことは目指すべき姿と考えており、各施設において実施している事業の状況も考慮しつつ、今後のあり方について検討していく。

事務局から資料2「青森市子ども・子育て支援事業計画全体の成果」について説明

質疑等

委員からの質疑等は無し

【追加】開設予定の分園について〔資料3参照〕

事務局から資料3について説明

質疑等

○委員 東部地区全体としてみれば問題ないのかもしれないが、これらの地区に分園が必要なのかは疑問が残る。

●事務局 青森市子ども・子育て支援事業計画に基づき、対象となる区域の利用定員が

不足していることから、分園設置は問題ないものとする。

なお、分園の設置は届出事項であり、事業者から市に相談があった場合、該当する地域の児童数や施設の入所状況等の情報を提供しているが、最終的には事業者側の判断になる。